

(2016-2017 年度)

第2回複合地区会則委員長連絡会議要録

- ◎日 時： 2017年1月13日(月) 14:00-16:30
◎場 所： 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)
◎出席者：

330 複合地区会則委員長	大南修平
331 複合地区会則委員長	山口富雄
332 複合地区会則委員長	屋代久
333 複合地区会則委員長	野村洋四郎
334 複合地区会則委員長	杉浦均
335 複合地区会則委員長	菅春水 (副世話人)
336 複合地区会則委員長	岡村聖爾 (世話人)
337 複合地区会則委員長	小田満美
議長連絡会議世話人	安田克樹

14:00、岡村会則世話人より開会。複合地区会則改正案を検討するにあたり、佐藤宜之国際理事及び中村泰久国際理事並びに矢野敏明・一般社団法人日本ライオンズ副理事長の3名が出席されることになった旨、説明あり。了承。

佐藤国際理事、中村国際理事、安田議長会世話人・一般社団法人日本ライオンズ理事長及び矢野副理事長から、それぞれ挨拶あり。

◎議 事：

1. 前回会議要録の確認

2016年10月11日に行われた第1回会議要録を確認した。

2. ナッシュビル国際理事会決議事項要約の確認

国際本部ウェブサイトよりダウンロードされた資料を基に、2016年10月13日～16日に米国テネシー州ナッシュビルで行われた国際理事会決議事項要約から、国際理事会方針書改訂箇所を確認した。

会則及び付則委員会

決議 4. 理事会方針書第 15 章の中立オブザーバーに関する方針を改訂し、中立オブザーバーを誰が任命するかについて明確化。

決議 5. 大会交換ピンが「収集品」とみなされる時期に関して、理事会方針書第 15 章の商標に関する方針を改定。

決議 6. 公式通達を行う時期を、改正案通知の要件と整合させるための国際付則改正案を 2017 年国際大会に提出する決議を採択。

決議 7. 近年国際会則に加えられた改正を反映させるため、米国から選出される理事の数に関わる国際付則改正案を、2017 年国際大会に提出する決議を採択。

大会委員会

決議 3. 大会における選挙手順を、資格証明と投票を一つにまとめるものに改定。(注)

地区及びクラブ・サービス委員会

決議 3. 標準版クラブ会則及び付則の別紙 C「ライオンズクラブの標準組織機構」にクラブ LCIF コーディネーターを加える改正を承認。※クラブ理事会に新規挿入されたクラブ LCIF コーディネーター職を別紙の表に加える。

会員増強委員会

- 決議 2. チャーター費の支払いをチャーター申請書提出後、ただしチャーター承認前に行うことができるよう、理事会方針を改定。
- 決議 3. 2018年1月1日より新クラブチャーター申請書はすべて MyLCI を通じて提出されなければならないという文言を加えることにより、理事会方針を改定。
- 決議 4. 新会員のうち 75%は複合地区内で居住、または就業している者を条件とする方針に沿っていない場合でも、適切であれば会員増強委員会が検討し承認できるよう、理事会方針を改定。
- 決議 5. 1 会計年度中に 10 以上の新クラブを結成する地区についての手順に関する理事会方針を次のように改正。チャーター申請書を承認する地区ガバナーのほか、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、あるいは GMT エリアリーダー/特別エリア・アドバイザーのいずれかが承認しなければならない。これまで通り、チャーター承認に先立ち国際会費の半額の支払いが必要となる。

マーケティング・コミュニケーション委員会

- 決議 4. ライオン誌の編集長は「マーケティング及び会員チーフ」であることが反映されるよう、理事会方針書を改訂。※改訂前の編集長は事務総長。すでに2016年からサンジブ・アフジャ (Sanjeev Ahuja) マーケティング及び会員チーフが編集長を務めている。

奉仕事業委員会

- 決議 1. 2017年7月1日～2018年6月30日の100周年記念最終年度を実施期間とする五つ目の奉仕キャンペーン分野として、「糖尿病」を100周年記念奉仕チャレンジに加えることを承認。
- 決議 3. 理事会方針書第22章を改定し、標準版レオクラブ会則に記載されているレオ会長の任期にかかわる文言を更新。※レオ会長の任期1年/継続不可から、空席の場合は3年間まで継続して会長を務めることが可能となった。

(注)2017年6月30日～7月4日米国シカゴで開催される第100回国際大会から、新しい選挙手順が実施される。国際協会ウェブサイトアップされた新しい選挙手順を確認した。下記は比較した内容。

項目	新しい選挙手順	旧手順
クラブ代議員数	会員25人ごと及びその過半の端数について1名の代議員を派遣する。 クラブ割当代議員数の表より 会員数 1～37 人→代議員1名 会員数 38～62 人→代議員 2 名	左記と同じ
クラブ代議員資格証明用書式	①クラブ会長又はクラブ幹事が MyLCI を使って任命する。(シカゴ大会は2017年1月1日～2017年6月28日までいつでも任命/変更は可能) ②MyLCI を使わない場合は、クラブ会長又はクラブ幹事が「クラブ代議員フォーム」に記入の上、2017年5月1日までにEメール又はFAXで国際本部へ送信する。	5月1日までに、代議員資格証明の用紙を国際本部へ郵送していた。
任命確認書 (代議員確認書)	上記①又は②を国際本部が受理した後、クラブ代議員の任命確認書がクラブ代議員にEメールで送られる。代議員のアドレスが使用できないときは、クラブ役員宛てにEメールで送付される。	-----
資格証明と投票	2017年シカゴ国際大会では、資格証明と投票が大会投票エリアで並行して行われる。代議員は資格証明を済ませると直ちに投票用紙を受け取って投票することができる。任命確認書及びパスポート等の本人確認書類が必要(資格証明の前に大会登録と登録料支払済)。 2017年資格証明と投票の期間 7月2日(日)午後1時～午後8時まで 7月3日(月)午前9時～午後8時まで 7月4日(火)午前7時30分から午前10時30分まで	2016年福岡大会までは、資格証明は投票の前日までに済ませておき、投票は大会最終日の閉会式直前の午前のみとなっていた。

補欠代議員	補欠代議員を事前に任命する必要はない。任命確認書を持参して、クラブ代議員を任命できるクラブ役員*あるいは、地区役員**を同伴する。パスポート等の本人確認書類が必要。 任命確認書がない場合は、新たに代議員を任命する。	5月1日までに補欠代議員を国際本部に届け出る。
承認権限を持つクラブ役員*	2017年シカゴ国際大会の場合： 2016-2017年度クラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ第2副会長、クラブ幹事、クラブ会計	当該年度のクラブ会長、クラブ幹事、クラブ会計
承認権限を持つ地区役員**	2017年シカゴ国際大会の場合： 2016-2017年度地区ガバナー 2017-2018年度地区ガバナー 2017-2018年度第1副地区ガバナー 2017-2018年度第2副地区ガバナー	当該年度の地区ガバナー、地区ガバナーエレクト
VIP代議員(クラブ代議員に含まれない)	元国際会長、元国際理事、協議会議長、LCIF執行委員、LCI理事会の常設委員会で委員を務める元協議会議長、及び元地区ガバナー	左記と変わらず

3. 「地区の選挙手順(2016年7月1日発効)」の確認

国際協会ウェブサイトアップされた2016年7月1日発効の「地区の選挙手順」を確認した(別紙)。

ライオンズ必携第56版との整合性を検討し、次の2カ所について意見交換を行った。

イ) 開催地は、前年の年次大会の代議員によって選定される。

ロ) 投票用紙 候補者が三人以上いる場合の投票用紙の形式を参照。

ライオンズ必携P.157 複合地区会則

第20条 地区年次大会

1. 地区年次大会(以下本会則において地区大会と称する)はキャビネットの決定した場所で開催される。ただし、キャビネットは翌会計年度を越えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他に当たる。

ライオンズ必携P.205 参考資料 地区年次大会議事規則標準版

(3)次期第2副地区ガバナーの選出

【結論】

上記イ)については、今春4月、5月に行われ第63回地区年次大会において、第64回大会開催地を選ぶよう各会則委員長から地区へ周知する。また複合地区会則第20条については、文言を修正する必要があるので、会則改正案を作成する。

上記ロ)については、ライオンズ必携から年次大会議事規則標準版を全て削除する。

4. 国際理事の資質要件ガイドラインの確認

2016年12月2日第5回議長連絡会議要録別紙を基に、2016年11月10日～13日に行われた第55回OSEALフォーラム(香港)で採択された「国際理事の資質要件ガイドライン」を確認した。

現行の国際理事立候補者推薦手続規則及び国際第3副会長立候補者推薦手続規則、またライオンズ必携第56版P.172 掲載の参考指針「国際理事候補者推薦について」に関し、忌憚のない意見交換あり。〔継続審議〕

5. 複合地区会則改正案の検討

MD330議長から議長連絡会議に提出された改正案及び議長会で練り上げた改正案(その2)を比較した資料が配られた。MD330 提案の改正案については大南委員長から説明があり、議長会提案については安田議長会世話人から改正案の説明あり。

1月16日(月)に第6回議長WEB会議が行われるので、1月末までに会則改正案を一本化していただき、会則会議に送っていただくよう安田議長会世話人にお願ひする。

6. 次回会議

第3回会議 2016年2月6日(月) 13:30-17:00(終了予定)

場所:一般社団法人日本ライオンズ

※第3回会議は複合地区改正案の最終稿をまとめ上げるため、安田議長会世話人から集合会議での開催が了承された。

16:30岡村会則世話人により閉会。

以上

地区の選挙手順

2016年7月1日発効

➤ 地区大会:開催時期

- ✓ 年次地区大会は国際大会開会日の少なくとも30日前までに終了していなければならない。(標準版地区会則第7条第1項を参照)
- ✓ 地区ガバナーがすべてのクラブに対し、地区大会の少なくとも60日前までに公式通達を交付する。(標準版地区付則第6条第2項を参照)
- ✓ 各地区の指名委員会は、地区大会開会日の少なくとも60日前までに選任されなければならない。(標準版地区付則第2条第1項を参照)
- ✓ キャビネット幹事は、各単一及び準地区大会閉会后15日以内に、完全な大会議事録を1部ライオンズクラブ国際協会に提出する。(標準版地区付則第6条第6項を参照)

➤ 地区大会:開催地

- ✓ 開催地は、前年の年次大会の代議員によって選定される。(標準版地区会則第7条第1項を参照)
- ✓ 地区会則及び付則改正により別の制約がない限り、地区の地理的領域外で地区大会を開催することへの制約はない。
- ✓ 地区キャビネットは、正当な理由があれば大会開催地をいつでも変更する権限を留保する。(標準版地区付則第6条第3項を参照)
- ✓ 年次大会開会日の少なくとも30日前までに、文書による開催地変更の通知が地区内の各クラブに送付されなければならない。(標準版地区付則第6条第3項を参照)

➤ 大会議事次第

- ✓ 地区ガバナーが地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期の全ての行事日程となる。(標準版地区付則第6条第8項を参照)
- ✓ 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始に先行して、大会で発表されるものとする。(標準版地区会則及び付則の別紙A第3を参照)
- ✓ 大会のいかなる会合においても、大会登録をした代議員の過半数の出席を定足数とする。(標準版地区会則第7条第3項を参照)

➤ 代議員

(国際付則第9条第3項を参照)

- ✓ 国際協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正ライオンズクラブは、少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員一人及び補欠一人を地区の年次大会に出席させることができる。
- ✓ 資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。
- ✓ 有資格の代議員は、地区においてグッドスタンディングである正ライオンズクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。
- ✓ 滞納している会費が資格証明締切り時の15日前までに支払われれば、グッドスタンディングとなることができる。
- ✓ 代議員及び補欠代議員の交代に関する規定は、標準版地区会則及び付則の別紙A第5に定められている。

➤ 委員会

指名委員会

- ✓ 各委員は、地区においてグッドスタンディングにある異なるライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とし、委員として任命を受けている期間中は地区又は国際協会のい

かなる役員であってもならない。（標準版地区付則第2条第1項を参照）

- ✓ 3人以上で5人以下の委員で構成されるものとする。（標準版地区付則第2条第1項を参照）
- ✓ 選挙に先立つ30日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察する責任を持つ。（標準版地区会則及び付則の別紙A第4（a）を参照）
- ✓ 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙に先立ち、各候補者に関するチェックリストを作成して選挙委員会に提出しなければならない。（標準版地区会則及び付則の別紙D、E、Fを参照）

資格証明委員会

- ✓ 地区ガバナーを委員長とし、キャビネット幹事・会計のほか、地区ガバナーに任命される、地区役員ではない二人の会員で構成される。（標準版地区付則第6条第7項を参照）
- ✓ 各委員は、地区においてグッドスタンディングにある異なるライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とし、委員として任命を受けている期間中は地区又は国際協会のいかなる役員であってもならない。（標準版地区付則第6条第7項を参照）
- ✓ クラブ代議員の資格を検証することに責任を持つ。（標準版地区会則及び付則の別紙A第3を参照）

選挙委員会

（標準版地区会則及び付則の別紙A第7を参照）

- ✓ 地区ガバナーから任命された3人の委員で構成される。
- ✓ 資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。
- ✓ 選挙結果に関する総括的な報告書を作成しなければならない。

➤ **立候補の資格**

- ✓ 地区ガバナー立候補の資格は、国際付則第9条第4項に定められている。
- ✓ 第一及び第二地区ガバナー立候補の資格は、国際付則第9条第6項に定められている。
- ✓ 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。（標準版地区会則及び付則の別紙A第4（b）を参照）

➤ **投票**

（標準版地区会則及び付則の別紙A第8を参照）

- ✓ 選挙は、投票用紙を用いて無記名で行われなければならない、候補者は一人又は複数の場合であっても、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。
- ✓ 過半数とは、白紙及び投票棄権を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。
- ✓ 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙において過半数の得票がなかった場合には、空席が生じるものとし、国際付則第9条6項(d)が適用されなければならない。

➤ **投票用紙**

（標準版地区会則及び付則の別紙Gを参照）

- ✓ 別紙Gの見本1として示される、候補者が二人いる場合の投票用紙の形式を参照。
- ✓ 別紙Gの見本2として示される、候補者が一人のみの場合の投票用紙の形式を参照。
- ✓ 別紙Gの見本3として示される、候補者が三人以上いる場合の投票用紙の形式を参照。
- ✓ 大会役員は、代議員が投票に用いるべき適切な記号又は承認されたスタンプを指定しなければならない。投票が有効なものとなされるためには、その記号又は承認されたスタンプが正しい箇所につけられなければならない。
- ✓ 当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければならない。

<http://members.lionsclubs.org/JA/resources/publications-forms/legal.php>